

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

労働安全衛生規則別表第3下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の改正に
ついて

労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)第20条第11号に規定するフォークリフトの運転の業務及び同条第16号に規定する玉掛けの業務に就くことができる者については、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第41条及び労働安全衛生規則別表第3下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(昭和47年労働省告示第113号。以下「47年告示」という。)において定められているところであるが、今般、船員労働安全衛生規則(昭和39年運輸省令第53号)に基づく国土交通大臣の登録を受けた講習を修了した者等について、これらの業務に就くことが可能となるよう、47年告示の改正が行われたので、下記に留意の上、その取扱いに遺漏のないようにされたい。

記

第1 改正の要点

- (1) 令第20条第11号の業務に従事できる者として、船員労働安全衛生規則別表第4第1号に規定する「フォークリフトの運転に関する講習」の課程を修了した者その他フォークリフト運転技能講習を修了した者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省労働基準局長が定める者を追加したこと。
- (2) 令第20条第16号の業務に従事できる者として、船員労働安全衛生規則別表第4第3号の「クレーン等による玉掛け作業講習」の課程を修了した者その他玉掛け技能講習を修了した者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省労働基準局長が定める者を追加したこと。

第2 細部事項

改正後の47年告示第2号へ及び第11号力の「同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省労働基準局長が定める者」については、別途示すこととしていること。